

財務省告示第五百九十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十五年度の初日から平成十五年八月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十五年九月三十日

財務大臣 谷垣 禎一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十五年度の初日から平成十五年八月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	トン
三	二トン
四	一一、一四七トン
五	四九二トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
一七七トン	三六四トン	六、七五七トン	三八、七六九トン	一九、九三 トン	三四トン	二六六、三三九トン	五四八、六八 トン	二、四七二、六八八トン	二六、九五一トン	五、四一一トン	一、二六一トン	一、七五六トン	トン	トン	一二トン

二九	七五四トン
二八	三四トン
二七	五、一二五トン
二六	五六六トン
二五	トン
二四	一三・六二トン
二三	二、一四八トン
三三	七一トン
三一	二、三五トン